

## 公共債、外貨預金のお取引について

公共債、投資信託、外貨預金のお取引にあたっては、下記の内容をご確認のうえ、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

### 公共債のご留意事項

- 公共債お預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- 公共債（個人向け国債を除く）の市場価格は、基本的にご市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には、市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない場合があります。
- 公共債（利付国債・個人向け国債を除く）は、発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる可能性があります。
- 公共債は、日本国政府以外の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じる可能性があります。
- 当該債券の利払時期に応じて、中途換金のできない期間があります。また、いったん約定が成立したお取引の内容は変更ができません。
- 個人向け国債は、発行から1年経過するまで、原則として中途換金ができません。ただし、保有者ご本人が亡くなられた場合又は、災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けた場合は、1年未満であっても中途換金できます。
- 個人向け国債を中途換金する場合には、直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685の中途換金調整額が差し引かれます。尚、発行から一定期間の間で中途換金する場合には中途換金調整額が異なることがあります。
- 公共債のご購入にあたっては、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリングオフ）の適用はありません。

### 外貨預金のご留意事項

- 外貨預金は、預金保険の対象ではありません。
- 為替相場の変動によりお引出し時の円貨額がお預入れ時の円貨額を下回り、投資元本を下回るおそれがあります。
- お預入れ時の円貨から外貨への換算レートは当日のTTS（対顧客電言売相場）を、お引出し時の外貨から円貨への換算レートにはTTB（対顧客電言買相場）をそれぞれ適用します。そのため、為替相場の変動がない場合でも換算レートの差（TTS—TTB、米ドルの場合2円、ユーロの場合3円、オーストラリアドルの場合4円）があるため、円に戻した際、投資元本を下回るおそれがあります。  
<例>  
1米ドル=100円の場合 ※相場が変動はなかったものとする  
円貨→米ドル 為替レート (TTS) 1米ドル101円 (=100円+1円) 換算レート差  
米ドル→円貨 為替レート (TTB) 1米ドル99円 (=100円-1円) 2円
- 外貨現金・トラベラーズチェック (TC)・外国送金によるお預入れについて以下の手数料がかかります。
  - ◇ 外貨現金：1米ドルあたり3円、1ユーロあたり8円、1オーストラリアドルあたり9円70銭
  - ◇ TC：取扱金額の0.05%（最低1,500円）+当行所定の立替金利  
※ 通貨によって異なりますので、窓口までお問い合わせ下さい。
  - ◇ 外国送金：取扱金額の0.05%（最低2,000円）  
※ ただし、日本国内でのご本人様からの外国送金の場合は無料です。
- 外貨現金・外国送金によるお引出しについて以下の手数料がかかります。
  - ◇ 外貨現金：1米ドルあたり3円  
※ ユーロ現金、オーストラリアドル現金の払戻しのお取扱はしていません。
  - ◇ TCによるお引き出しのお取扱はしていません。
  - ◇ 外国送金：取扱金額の0.05%（最低1,500円）+送金手数料等  
※ お取引の内容によって異なりますので、窓口までお問い合わせ下さい。
- お預入れ・お引出し方法や通貨により手数料が異なるため、手数料等の合計額（上限金額及び計算方法を含む）をあらかじめお示しすることができません。
- 外貨定期預金において中途解約は原則としてお取扱できません。ただし、やむを得ない事情により中途解約する場合には、外貨普通預金の利率が適用となります。

各商品のお申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」（投資信託の場合は、別途「交付目論見書」）をお渡ししますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断下さい。